

## 在園中の園児の保護者さまへのお願い

### 1. 保育所・こども園継続入所について

次に該当する場合は、各園または保育教育課までご相談ください。

- ◆仕事を辞めて再就労していない場合
  - ・原則として退所していただきます。
  - ・再就労の意思がある場合は、新規でお申込みください。
- ◆在園している保育所・こども園を4月から変更したいとき
  - ・希望する園名で新規でお申込みください。

### 2. 保育所・こども園に入所中に次の状況が生じたとき

次に該当した場合は所定の書類を提出してください。

- ◆市内で引っ越したとき ⇒ 「支給認定証に係る申請内容変更届」  
または「市民課で届出した住民異動届の写し」
- ◆市外へ引っ越すとき ⇒ 「退所届」  
→引越し後も在園していた園に通い続けたい場合は、保育教育課へご相談ください（市区町村間にて調整が必要となります）。
- ◆児童・保護者の氏名が変わったとき ⇒ 「支給認定証に係る申請内容変更届」
- ◆婚姻・離婚等により世帯の構成が変わったとき ⇒ 「支給認定証に係る申請内容変更届」
- ◆支給認定区分、保育の必要量を変更したいとき ⇒ 「支給認定証に係る申請内容変更届」
- ◆妊娠（出産）したとき ⇒ 「出産（予定）日届出書」  
及び「母子手帳の写し」
- ◆すでに保育所等を利用している児童がいて、保護者の育児休業取得中に、継続して入所する必要がある場合 ⇒ 「育児休業による継続入所申立書」
- ◆保育を必要とする事由が変わったとき ⇒ 「就労証明書」など

### 3. 保育所・こども園の長期間の欠席について

・児童の負傷や疾病で連続して欠席した場合、その理由により保育料を減額できる制度があります。詳しくは保育教育課までご相談ください。

・長期間（連続して2か月以上）欠席している児童は、「保育が必要」な状態とは言えないため、退所していただきます。

・里帰り出産などで長期間欠席し、さらに他市町村の保育施設を利用したい場合は、一旦、退所していただきます。手続きが必要ですので、保育教育課までご連絡ください。

### 保育料の無償化について（令和元年10月より）

- ・現在、3歳児～5歳児クラスに在籍している園児については、利用している保育所・こども園にかかる保育料が無償となります。
- ・これまで保育料に含まれていた給食費についてはご負担いただくこととなっています。ただし、市民税所得割額が77,101円未満の世帯については免除されます。これまでの多子算定による減免（第2子半額・第3子以降無料）も適用されます。
- ・市民税非課税世帯に属する0歳児～2歳児は、保育料（給食費含む）が無償となります。

### 4. 認定区分/保育必要量について

	対象 (4月1日現在の年齢)	利用可能時間の例 (2・3号認定については保育必要量)
1号認定	3歳以上の子ども	9:00～14:00
2号認定	3歳以上で 保育を必要とする子ども	保育標準時間 7:30～18:30
3号認定	3歳未満で 保育を必要とする子ども	保育短時間 8:30～16:30

### 【公立園をご利用の方へ】

### 6. 保育料・バス利用料・給食費の口座振替の手続きについて

・保育料の納付方法は、原則、口座振替です。保育教育課・各支所・各園に備え付けています「口座振替納付依頼書（ハガキ）」を提出してください。複数児童分を同時に手続きされる場合は依頼書1枚で登録が可能ですが、2人目以降の申込み時には改めて依頼書の提出をお願いします。手続き完了までにおおよそ1か月かかります。

### 7. 保育料等を納め忘れたとき

・残高不足等により口座振替できなかった場合や、納付書の納期限（月末）までに保育料等を納めていない場合は、翌々月15日頃に督促状を発送しますので、指定する期限までに市役所会計課・各支所・金融機関等窓口でお支払いください。

・保育料を滞納されますと納付いただいた方との公平性が失われるだけでなく、保育現場にも影響が及びます。公平性の確保と保育の維持・向上を図るため、自宅への電話催告・訪問徴収、滞納処分（給料・預貯金・土地・家屋などの差押え）、児童手当からの徴収等を行います。

### 【お問い合わせ先】

丹波篠山市北新町41

丹波篠山市教育委員会こども未来部保育教育課

TEL：079-552-1115/FAX：079-552-5764